

平成31年度事務費賦課額

1. 一般事務費賦課総額 559,058千円

2. 賦課金の徴収方法

賦課金の徴収は、共済掛金と同時に徴収する。

区分	賦課単価	摘要	数量	賦課金額	区分	
					組合分	連合会 支払分
農作物共済	面積割 600円/10 [㍎]	1) インデックス方式を選択した場合は、540円/10 [㍎] 賦課する。	ha	千円	千円	千円
	面積割 450円/10 [㍎]	1) インデックス方式を選択した場合は、400円/10 [㍎] を賦課する。ただし、下記2) に適用となる地区は除く。 2) 経過措置適用 ・後志 秋小麦350円 春小麦250円 ・日高 365円	20,692	124,152	120,631	3,521
畑作物共済	面積割 450円/10 [㍎]	1) インデックス方式を選択した場合は、400円/10 [㍎] を賦課する。ただし、下記2) に適用となる地区は除く。 2) 経過措置適用 ・石狩 そば以外400円 そば300円 ・日高 365円	13,638	59,854	56,359	3,495
	一括加入対象作物 ばれいしょ 大豆 小豆 いんげん てん菜 スイートコーン たまねぎ かぼちゃ そば	面積割 450円/10 [㍎]	1) インデックス方式を選択した場合は、400円/10 [㍎] を賦課する。ただし、下記2) に適用となる地区は除く。 2) 経過措置適用 ・石狩 そば以外400円 そば300円 ・日高 365円	11,221	70,500	66,254
果樹共済	りんご 収穫共済 総合方式 特定危険式 インデックス方式	共済金額割 0.8%	86	1,498	1,389	109
	樹体共済	面積割 200円/10 [㍎]				
園芸施設共済	棟数割 400円	金額割 率 限度額 0.5% 50万円	棟 25,524	35,961	33,355	2,606
<p>1) 被覆期間に応じた月割計算をもって賦課する</p> <p>2) 経過措置適用 ・いぶり 棟数割500円金額割0.5%限度額30万円 ・日高 棟数割300円金額割0.5%限度額40万円</p> <p>3) 園芸施設共済について、集団の構成員が保険に加入する旨の取り決めを行い、一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて組合と協定を締結した場合は、下記の基準により事務費賦課額を割引する。 (割引措置は、本年6月1日以降適用)</p> <p>ア 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率：20%</p> <p>イ 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合 → 割引率：10%</p>						

<家畜共済事業>

区 分			賦課単価					摘 要	数量	賦課金額	区 分	
新制度 (4月1日から責任開始適用)			適用地区								組合分	連合会 支払分
			石狩	後志	道南	いぶり	日高					
死亡 廃用 共済	牛	搾乳牛	1,250	1,600	1,500	1,050	1,150	1) 期首に飼養する頭数に賦課し、頭数割とする。 2) 死亡廃用共済において、事故除外方式を選択した場合は、割引率5割を適用する。 3) 死亡廃用共済と疾病傷害共済に同時に加入した場合は、それぞれの賦課単価に割引率2割を適用する。(同一畜種に限る) 4) 短期加入及び増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	頭	千円	千円	千円
		育成乳牛										
		繁殖用雌牛										
	馬	繁殖用雌馬	1,500									
		繁殖用以外の馬	250									
	豚	種豚	80									
		群単位肉豚	80									
種畜	乳用種種雄牛	1,875										
	肉用種種雄牛	1,875										
疾病 傷害 共済	牛	乳用牛	1,875	2,400	2,250	1,575	1,725	3) 死亡廃用共済と疾病傷害共済に同時に加入した場合は、それぞれの賦課単価に割引率2割を適用する。(同一畜種に限る) 4) 短期加入及び増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	千円	千円	千円	千円
		肉用牛	1,875	2,400	2,250	1,575	1,725					
	馬	一般馬	2,500									
	豚	種豚	375									
	種畜	乳用種種雄牛	2,875									
肉用種種雄牛		2,875										
種雄馬		2,875										
新制度 (平成31年1月1日から3月31日責任開始の対象となる共済目的の種類のみ)			共済金額割	頭数割	セット加入でない場合		摘 要	死亡廃用 378,364	疾病傷害 267,093	247,611	19,482	
					共済金額割	頭数割						
死亡 廃用 共済	牛	搾乳牛	0.6%	1,200	1,300	0.7%	0.6%	1) 金額割限度額は乳牛(胎児除く)1頭当り32万円、肉用牛(胎児除く)1頭当り25万円を限度とする。 2) 死亡廃用共済において、事故除外方式を選択した場合は、牛は金額割0.3%、馬は頭数割600円となる。 3) 増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	頭	千円	千円	千円
		育成乳牛	0.5%									
	繁殖用雌牛	0.5%										
馬	繁殖用雌馬		1,200		1,300			2) 死亡廃用共済において、事故除外方式を選択した場合は、牛は金額割0.3%、馬は頭数割600円となる。	頭	千円	千円	千円
	繁殖用以外の馬		1,200		1,300							
傷 害 共 済	牛	乳用牛	800			900	3) 増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	頭	千円	千円	千円	千円
	馬	一般馬	700			800						
セ ッ ト 加 入	牛	搾乳牛		2,500			3) 増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	頭	千円	千円	千円	千円
		育成乳牛		2,500								
	繁殖用雌牛		2,200									
馬	繁殖用雌馬		3,200				3) 増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	頭	千円	千円	千円	千円
	繁殖用以外の馬		3,200									
旧制度適用 (対象となる共済目的の種類及び適用地区のみ)			適用地区				摘 要	数量	賦課金額	組合分	連合会 支払分	
			いぶり	日高								
乳牛の雌	成子胎	乳牛	2,400円	1.0%	32万円		1) 増額加入については、短期月数に応じた月割計算をもって賦課する。	頭	千円	千円	千円	千円
		胎児			胎児は除く	1号除外						
肉用牛等	成子胎	牛	2,000円	0.9%	25万		2) 肉豚の適用地区は、石狩のみ	頭	千円	千円	千円	千円
		牛			胎児は除く	2号除外						
一般馬			3,000円	2.0%	10万円まで		2) 肉豚の適用地区は、石狩のみ	頭	千円	千円	千円	千円
				0.2%	10万円～100万円							
肉豚				0.75%	0.8万		2) 肉豚の適用地区は、石狩のみ	頭	千円	千円	千円	千円
				6号除外	0.2%							